

TOTO CONNECT PUBLIC 利用規約

(本規約の扱い)

第1条 本規約は、TOTO株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する TOTO CONNECT PUBLIC (以下、「本サービス」といいます。)の取扱いについて定めるものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとします。

- 1 「本契約」とは、本サービスにかかる当社とお客様との間の契約をいいます。
- 2 「本申込書」とは、本契約を申し込むためにお客様が提出する申込書であって、対象施設、本サービスの利用開始日、本サービスの利用料金の金額及び支払日、本管理責任者、その他当社所定の事項が記載されたものをいいます。
- 3 「対象機器」とは、お客様に本サービスを利用いただくトイレ空間の水まわり器具・設備 (IoT 対応) をいいます。
- 4 「対象データ」とは、「対象機器」より生じ、本サービスにより取得又は収集された「対象機器」に関する稼働データをいいます。
- 5 「対象施設」とは、本申込書に記載の対象機器を設置する建物をいいます。
- 6 「派生データ」とは、対象データに、加工、分析、編集、統合等の加工がなされたデータをいいます。なお、管理画面から出力される出力データも、派生データに含まれます。
- 7 「提供データ」とは、派生データのうち、当社がお客様に提供するデータ (当社がお客様に標準的なサービスとしてお渡しするレポート等) をいいます。
- 8 「入力データ」とは、お客様が、本サービスの利用に関連して、当社が管理するシステムに入力、提供又は伝送するデータをいいます。
- 9 「端末機器」とは、お客様が本サービスを利用し、提供データの提供を受けるために用いるパーソナルコンピュータ、タブレット、その他の端末機器をいいます。
- 10 「対象通信機器」とは、対象機器を当社指定のサーバに接続するために必要なゲートウェイをいいます。
- 11 「本管理責任者」とは、本申込書に記載されるお客様のシステム管理者をいいます。
- 12 「本ユーザー」とは、本管理責任者により指定される、本サービスの使用者をいいます。
- 13 「管理者用 ID」とは、お客様が本サービスを利用するために、お客様が指定する本管理責任者に対して当社が発行する ID をいいます。
- 14 「ユーザーID」とは、本ユーザーが本サービスを利用するために、本管理責任者が管理者用 ID の権限によって発行する本ユーザーに対して発行する ID をいいます。
- 15 「本サービスの利用目的」とは、本サービスを利用することで、お客様がお客様所有施設及びお客様が管理業務を委託されている施設のレストルームまわりの維持効率化や利便性向上を図り、施設の価値を向上させる目的をいいます。

(本規約の適用)

第3条 当社は本契約及び本規約の内容に従い、お客様に本サービスを提供するものとし、お客様は本契約及び本規約に定める条件に従い、本サービスを利用するものとします。

- 2 本サービスの詳細については、本申込書に記載するものとします。
- 3 本サービスの利用を開始するにあたっては、初期設定作業等の費用が必要となります。その詳細内容及び費用については別途取り決めにより、決定します。

(本規約の変更)

第4条 当社は、以下の場合のいずれかに該当する場合、自らの裁量で、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本契約締結の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は前項の規定による本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。
- 3 変更後の本規約の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用したときは、本規約の変更内容に同意したものとみなします。

(本契約の申込み)

第5条 お客様は、本規約の内容を承諾の上、本申込書により本サービス利用のための申込みを行うものとします。本契約は、当社が当社所定の手続によって、その申込みを承諾したときに成立します。本規約は、本契約の一部を構成します。

- 2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には本契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を留保することがあります。
- (1) お客様が実在しない、又は申込みの権限のない者による申込みの場合
 - (2) 本申込書に虚偽の記載又は記入漏れがある場合
 - (3) お客様が過去に本サービスの料金の支払いを遅延し、又は不正に免れようとしたことがある場合
 - (4) お客様が過去に本サービスの利用にあたり、不正行為や規約違反などにより、当社から注意等を受けたことがある場合
 - (5) 本サービスの利用目的が評価、解析その他本来の目的と異なるものであると疑われる場合
 - (6) お客様又はその代表者、役員において、反社会的勢力（暴力団、暴力団員等をいう。）に該当するとき又はそのおそれがあるとき
 - (7) その他当社が不相当と判断する相当の理由がある場合
- 3 前項に従い、当社が本契約の申込みを承諾せず、あるいは承諾を留保する場合は、その旨をお客様に通知します。但し、当社は、承諾をしなかったことあるいは承諾を留保したことによる責任は負いません。

(本サービス利用における仕様)

第6条 当社は当社指定の条件下で、対象通信機器及び電気通信回線を経由して対象機器を当社の指定サーバに接続し、対象データを取得します。お客様は、お客様の端末機器から当社指定のURLへ接続することにより、提供データの提供を受け、本サービスを利用することができます。

(利用制限)

第7条 本サービスは、お客様自身の業務での利用を目的として提供されるものであり、対象施設での本サービスの利用目的に合致する用途のみに利用できます。お客様は、本サービスの利用目的以外の目的で使用（有償と無償の別にかかわらず、本サービスの利用目的に関係のない第三者に対して、本サービスを利用させること等）はできません。

2 お客様が本サービスを利用するにあたり必要となる端末機器は、お客様自身でご用意いただくものとし、当社は当該端末機器の不具合及び当該端末機器に起因する本サービスの性能等について責任を負わないものとします。

3 お客様が本サービスを利用するにあたり、お客様の端末機器に本サービスを構成するソフトウェアをインストールすることが必要となる場合があります。その場合、お客様は、お客様の責任において当該ソフトウェアをインストールするものとします。

4 前項のソフトウェアを除き、お客様は本サービスを構成するソフトウェア自体を入手することはできません。

5 お客様は、本サービスを、お客様の役員又は従業員（お客様の業務実施地域内でお客様の職務に従事するものを含みます。）に対してのみ使用させることができるものとし、お客様が本サービスの利用目的のために対象施設の管理業務を委託する委託先を除き、第三者に使用させることはできません。

6 お客様は本管理責任者及び本ユーザーに対し、本規約を周知し、これを遵守させるものとします。

(本サービスの変更)

第8条 当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、当社の裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことがあります。但し、当該追加・変更によって、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。なお、当社が本サービスを正常に稼働させるにあたり必要となる、お客様所有の対象機器及び対象通信機器におけるファームウェア等のソフトウェア更新は、お客様の承諾を必要とせず当社が実施できるものとします。

2 前項記載のソフトウェア更新中に、お客様が、お客様所有の対象機器及び対象通信機器を利用した場合、一時的に対象機器から対象データを取得できないデータ欠損を生じる場合がありますが、当社は当該データ欠損について責任を負わないものとします。

(サービスレベル)

第9条 当社の責により本サービスの全部が利用不能となった場合、お客様から連絡を受けた当社指

定の保守窓口が当該不具合事象を確認した時点より利用不能継続時間が24時間を超過するごとに、その日数分について本サービスの利用料金を日割りで減額するものとし、原則、当該減額料を算入可能なタイミングの、お客様の直近の利用料金お支払い時に、当該利用料金と当該減額料との相殺にて処理します。なお、利用不能継続時間において、24時間未満の時間は切り捨てにて計算します。

(契約期間)

第10条 本契約の契約期間は本申込書記載のサービス利用開始日より2年間とします。その後は、お客様が契約期間の満了日（以下、「契約満了日」といいます。）の1ヵ月前までに当社所定のフォームによる解約の申し込みをしない限り、更に1年間自動更新するものとし、その後も同様の扱いとします。但し、本契約の契約期間中に、追加で本サービスの申し込みをされた場合、当該追加のサービスにかかる本契約の契約期間は、既存の本契約の契約満了日までとします。なお、月の途中で申し込みがあった場合でも、サービス利用開始日は指定月の初日とします。

(利用料金)

第11条 お客様は、本サービスの対価として、本申込書に定める本サービスの利用料金を、本申込書記載の支払日までに、当社又はTOTOメンテナンス株式会社が発行する請求書に記載の方法にて支払うものとし、

- 2 本サービスの利用料金に対する消費税相当額、並びに、振込手数料等の支払いにかかる費用はお客様の負担とします。
- 3 当社は、契約期間満了日の60日前までにお客様に通知することにより、契約更新後の本サービスの利用料金の変更を申し込むことができます。通知後、お客様が前条に定める本契約の解約の手続きを行わない場合、更新後の契約には変更後の料金が適用されるものとし、なお、契約期間中に解約を申し込まれた場合であっても、利用料金の減額又は返金等の対応は致しかねます。

(遅延損害金)

第12条 お客様が本サービスの利用料金等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、お客様は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとし、

(本管理責任者用ID及びパスワード)

第13条 当社はお客様に対し、本サービスの利用開始前に、当社が定める方法及び使用条件に基づいて管理用ID及びそのパスワードを発行します。お客様は、管理者用ID及びそのパスワードを、本管理責任者に適切に管理させるものとし、

- 2 お客様は、本管理責任者をして、お客様の従業員又はお客様が本サービスの利用目的のために対象施設の管理業務を委託する第三者を本ユーザーとして指定し、本ユーザーに対してユーザーIDを発行させることができることとします。

- 3 お客様は、管理者用 ID 及びユーザー ID 並びに各パスワードを不正使用されないよう厳格に管理するものとします。
- 4 お客様は、いかなる場合も管理者用 ID 及びユーザー ID を第三者に開示、貸与することはできません。
- 5 当社は、管理者用 ID 又はユーザー ID 若しくは各パスワードの不正利用によってお客様に生じた損害について責任を負いません。

(本管理責任者)

- 第 14 条 お客様が本契約に関し当社へ連絡等をする際は、本管理責任者を通じて行うものとします。
- 2 お客様は、本管理責任者に変更が生じた場合には当社に対し、速やかに通知するものとします。
 - 3 お客様は、本管理責任者をして、本ユーザーによる利用規約の遵守を管理監督させるものとし、本管理責任者の意思表示、通知、その他一切の行為について、お客様としての責任を負います。

(電源、通信回線等のインフラ)

- 第 15 条 対象機器から本サービスに接続する電気通信回線及び通信環境並びに、対象機器、対象通信機器及びお客様の端末機器を駆動させる為の電源及び電気代等については、お客様自身の責任と費用負担において、確保維持されるものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 2 本サービスを利用するにあたっては、当社が指定する専用の対象機器及び対象通信機器が必要です。
 - 3 対象機器及び対象通信機器に対し、当社の意図と関係なく、改造、改変等の変更がなされた場合は、当社は本サービス若しくは対象機器及び対象通信機器の動作について、一切の責任を負いません。
 - 4 本サービスの終了後、お客様は、自らの責任で対象通信機器の電源を遮断するものとします。本契約終了後に対象通信機器が稼働したことにより、お客様の電気が使用されたり、対象データが当社の指定サーバに蓄積されたり、あるいは予期せぬデータ通信が発生しお客様のシステム障害等が生じたりしたとしても、当社は一切の責任を負いません。なお、当社の指定サーバに蓄積された対象データの取り扱いについては第 16 条及び第 20 条の規定に従います。

(対象データ及び派生データの利用権限)

- 第 16 条 対象データ及び派生データについては、以下に従うものとします。
- (1) 当社は、対象データ及び派生データの利用、開示、利用許諾を含む譲渡、加工、消去その他一切の処分（以下、「利用等」といいます。）を行う権限を有します。なお、当社は対象データの利用等につき、なんらお客様への支払いを必要としません。
 - (2) 当社は原則としてお客様に対象データ及び派生データ（提供データを除きます。）を提供いたしません。対象データの提供をご希望される場合は、別途協議し、対象データの提供に必要な費用は、お客様の負担とします。

(データの利用権限)

第 17 条 お客様は、本サービスの利用目的の範囲内でのみ、提供データおよび派生データ(出力データ)を無償で利用することができるものとします。

(提供データの非保証)

第 18 条 当社は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性、目的適合性、及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものではありません。

(データの管理)

第 19 条 当社は、対象データ、派生データ(提供データを含みます。)及び入力データについて、善良な管理者の注意をもって管理・保管します。

- 2 お客様は、提供データ及び入力データを、必要な範囲で自己の責任で保全しておくものとします。
- 3 当社は、対象データ及び派生データについて、本サービスを提供する設備等の故障等により滅失した場合にその情報を復元する目的でこれを別に記録して一定期間保管することがありますが、復元の義務を負うものではありません。

(当社によるお客様情報の管理)

第 20 条 当社は、本サービスの改良、維持管理等を目的とする統計調査のため、お客様の本サービスの利用状況、画面・項目の利用頻度等の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用できるものとし、お客様はかかる統計調査二次加工活用を行うことに同意します。

(秘密保持義務)

第 21 条 お客様及び当社は、本契約を通じて相手方から受領した情報であって、相手方が、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下、「秘密情報」といいます。)を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的で使用してはならないものとします。但し、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

- (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員、業務委託先あるいは法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができます。
 - 4 本条第1項にもかかわらず、当社は、第1項に定める秘密情報の全部又は一部を TOTO メンテナンス株式会社及び当社が直接または間接かを問わず50%超の議決権を所有するその他の子会社（以下、「グループ会社等」といいます。）に開示することができるものとします。この場合、当社は、開示に先立ち、本契約に基づき自己が負う義務と同等の義務をグループ会社等に課すものとし、グループ会社等の責めに帰すべき事由により生じたお客様の損害について、当社が責任を負うものとします。

（個人情報）

- 第22条 当社は、お客様が入力したデータに関し、個人情報の保護に関する法律（以下、「個情法」といいます。）に定める個人情報又は匿名加工情報（以下、「個人情報等」といいます。）が含まれる場合には、当社に対して、事前にその旨を明示し、当該個人情報等の提供について、個情法の必要な手続を履践していることを保証します。
- 2 対象データ又は派生データに個人情報等が含まれる場合、当社は、別途定めるプライバシーポリシーに従い、当該データの生成、取得、及び提供等について、個情法に定められている手続を履行し、お客様はこれに対して必要な協力をするものとします。
 - 3 当社は、入力データに個人情報等が含まれる場合には、個情法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 - 4 本サービスに関わる新たな、あるいは改善した商品の販売やサービス並びに本サービスに関わる部品交換等のメンテナンスサービスについて、当社が、本申込書に記入いただいたお客様のメールアドレスに当該商品やサービスのご案内をすることにつき、お客様は同意するものとします。

（知的財産権）

- 第23条 本サービスを構成する有形・無形の構成物及び関連する器具類（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含みます。）に関する著作権を含む一切の知的財産権、その他の権利は、当社又は当社に許諾した第三者に帰属します。
- 2 本サービスの利用に関して、第三者からお客様に対して知的財産にかかるクレーム、その他の請求が発生した場合お客様はただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその責任と負担においてかかるクレーム等を処理するものとします。但し、かかるクレーム等の発生がお客様自身の責めに帰すべき事由に基づく場合及びお客様が当社にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、この限りではありません。
 - 3 本サービスの利用により生じた知的財産権は、当社の秘密情報に関わる限り当社に帰属するものとします。また、本サービスの利用により知的財産権が生じた場合、お客様はすみやかに

当社に連絡のうえ、知的財産権の帰属について協議するものとします。

(保守)

第 24 条 お客様は、当社が別途指定する保守窓口より、本サービスにかかる保守サービスを受けることができます。保守サービスの内容は、別途お客様と保守窓口との間で定めます。

(委託)

第 25 条 当社は本サービスの提供に関する業務の全部若しくは一部を、お客様の承諾なしに、第三者に委託することができます。但し、その場合当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

(禁止行為)

第 26 条 お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のお客様による本サービスの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- (4) 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- (5) 本サービスの提供を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- (7) 他のお客様の管理者用 ID 又はユーザー ID を使用する行為若しくはその入手を試みる行為
- (8) 他のお客様のデータを閲覧、変更、改竄する行為又はそのおそれがある行為
- (9) スクレイピング、クローリング(クローラ、ロボット又はスパイダー等のプログラム)及びその他の類似手段によってアクセスし、又は情報を取得する行為
- (10) 本サービスで取得した情報(本サービスで取得した情報を編集・加工等した情報を含む)を本サービスの利用目的以外の目的で利用(第三者へ譲渡、販売、貸与、リース又はサブライセンスすること等を含む)する行為
- (11) その他当社が不相当と認めた行為

(免責及び損害賠償)

第 27 条 当社は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社は、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、お客様の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。

- 2 お客様は、対象機器及び対象通信機器の設置状況、周辺の遮蔽物や電磁機器の存在、端末機器の不具合その他当該環境における客観的条件によって、対象機器及び通信機器による通信に支障が生じ、対象データが正確に記録・表示されない場合があることを、あらかじめ承諾する

ものとしします。

- 3 お客様は、本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスを提供するためのシステムにバグや不具合が生じ、本サービスが正常に提供できない可能性があることにつき、あらかじめ承諾するものとしします。
- 4 当社は、本サービスがすべての端末機器（OSを含みます。）に等しく対応していることを保証するものではありません。また、バージョンアップ等に伴い本サービスを提供するためのシステムの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、お客様はあらかじめ承諾するものとしします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 5 本サービスは、高度の安全性が要求され、本サービスの不具合や中断が生命、身体への危険、有機物又は環境に対する重大な損害に繋がる用途を想定しては設計されていません。当社は本サービスがこれら高度の安全性が要求される用途に合致することを一切保証するものではありません。
- 6 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって本サービスに関してお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、その賠償責任は、お客様が当社に対して支払った本サービスの利用料金の過去1年分を上限としします。
- 7 当社が責任を負う場合であっても、お客様の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊によって生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負いません。また、本サービス以外の、当社が紹介するIoTサービスにおいて、お客様に損害が生じた場合であっても、当社は一切の賠償責任を負いません。

（不可抗力免責）

第28条 本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、エピソード、パンデミック、自然災害、停電、通信設備の事故・クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他お客様及び当社の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能については、お客様及び当社は責任を負わないものとしします。

（本サービスの休止）

- 第29条 当社は、定時に又は必要に応じて、保守作業のために、本サービスを一時的に休止することができるものとしします。
- 2 当社は、保守作業を行う場合には、本サービスの管理画面表示等により、事前にお客様に対してその旨を通知するものとしします。但し、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本サービスを休止し、事後速やかにお客様に通知するものとしします。
 - 3 第1項に定めるほか、当社は第三者による妨害行為等により本サービスの継続がお客様に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本サービスを一時的に休止することができるものとしします。
 - 4 当社は、本条に基づいてなされた本サービスの休止によってお客様に生じた不利益、損害について責任を負いません。

(本サービスの廃止)

第 30 条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することができます。

- 2 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、当社は廃止する 6 か月以上前に、お客様に対して通知を行います。
- 3 当社が予期し得ない事由又は法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由が生じた場合は、終了日より 6 か月未満の通知であっても、本サービスを廃止することができます。
- 4 本サービスが廃止された場合、当社は本サービスの廃止によって生じる損害について何ら責任を負いません。但し、廃止後の期間に対応する本サービスの利用料金のうち、当社が受領済みの金額については月単位（日は切り捨て）にて計算し、廃止後、すみやかに返金します。

(解除)

第 31 条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合お客様への催告を要することなく本サービスの全部若しくは一部の停止、または、本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の定め違反した場合
- (2) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合
- (3) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てが行われた場合
- (4) 解散若しくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされた場合
- (5) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
- (6) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
- (7) 第 34 条「反社会的勢力の排除」に掲げる事由の一つがある場合
- (8) 前各号のほか、本サービスの提供を継続し難い重大な事由があると当社が判断した場合

(本サービスの利用終了)

第 32 条 理由の如何を問わず本契約が終了した場合、お客様はただちに本サービスの利用を終了します。この場合、お客様が再度本サービスの利用を申し込むときは、以前の利用時に入力又は発生した一切のデータの復旧若しくは引継ぎ利用についてはできないことをあらかじめ承諾するものとします。

- 2 前項の場合において、お客様が再度本サービスの利用を希望する場合には、あらためてユーザー登録を行う必要があります。お客様は、再登録及び再度本サービスを利用開始するにあたり、以前の利用時に入力又は発生した一切のデータの復旧若しくは引継ぎ利用についてはできないことをあらかじめ承諾するものとします。

(契約終了後の処理)

第 33 条 当社は、本契約が終了した後も、入力データ、対象データ及び派生データを保有・利用等す

ることができるものとします。但し、当社は、これらのデータの保管義務を負うものではありません。

- 2 当社は、本契約終了後に、入力データ、対象データ及び派生データを消去したことによって、お客様に損害が生じた場合であっても、当該損害に対する賠償の義務を負わないものとします。
- 3 当社は、対象機器、対象通信機器、その他お客様が本サービスに用いた機器や設備を、本契約終了後に買い取ることはしません。

(反社会的勢力の排除)

第 34 条 お客様及びお客様を通じて本サービスの提供を受ける関係者（以下、「お客様関係者ら」といいます。）並びに当社が、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当すると当社が認めた場合には、本契約のいかなる定めにかかわらず、お客様又は当社は、何らの通知・催告なしに、本契約の全部又は一部を解除又は解約できるとともに、それにより被った損害の賠償を相手方に請求することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)である場合、又はあった場合
 - (2) 主要な出資者、代表者、役員、経営幹部若しくは実質的に経営権を有するもの(以下、役員等という)が反社会的勢力である場合、又はあった場合
 - (3) 役員等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な関係がある場合
 - (4) 社員又は役員等が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合
 - (5) 本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、いずれかの当事者に対し、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、いずれかの当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、いずれかの当事者に対して、名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
 - (9) 自ら又は第三者を利用して、いずれかの当事者の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
- 2 当社が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除又は解約した場合には、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しません。

(残存条項)

第 35 条 本契約が終了した場合でも、第 15 条 4 項、第 16 条乃至第 18 条、第 21 条乃至第 23 条、第 26 条第 27 条、第 32 条、第 33 条、本条及び第 38 条の効力は存続する。

(権利義務の譲渡禁止)

第 36 条 お客様は本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

(協議)

第 37 条 本規約の解釈について両当事者間に異議疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

(紛争解決)

第 38 条 本契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上